

○狭山市市民健康文化センター条例

平成13年6月28日

条例第14号

改正 平成16年 9月27日条例第23号 平成21年6月26日条例第17号

平成21年12月28日条例第33号

(設置)

第1条 市民の健康の増進と文化教養の向上を図り、もって市民福祉の向上に寄与するため、狭山市市民健康文化センター（以下「センター」という。）を狭山市大字下奥富2552番地1に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人利用施設（大広間、談話室、浴室及び多目的浴室をいう。以下同じ。）及び団体利用施設（多目的ホール及び会議室をいう。以下同じ。）並びに附属備品等（以下これらを「施設等」という。）の利用に関する事。
- (2) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

第3条 削除

（〔平成21年条例33号〕）

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時（個人利用施設にあっては、午前10時）から午後9時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る事項が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第8条 市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第11条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、センターからの退場を命ずることができる。

(使用料)

第12条 センターの施設等を利用する者は、別表に定めるところにより、使用料を

納付しなければならない。

- 2 個人利用施設を利用する者は、市が発行する前払式証票により、使用料を納付することができる。

(利用料金)

第13条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの施設等を利用する者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成21年条例17号〕)

(使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するためセンターの施設等を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(一部改正〔平成21年条例17号〕)

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めたとき。

(一部改正〔平成21年条例17号〕)

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
  - (1) 第2条各号に掲げる業務
  - (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条ただし書、第5条ただし書、第6条第1項及び第3項、第8条、第9条、第11条、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」と、第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（追加〔平成21年条例17号〕）

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成21年条例17号〕）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第29号で、同年10月3日から施行）

附 則（平成16年9月27日条例第23号）

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成17年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月26日条例第17号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市市民健康文化センター条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市市民健康文化センターの管理を行わせる場合は、改正前の狭山市市民健康文化センター条例

の規定により市長がした処分その他の行為（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 33 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条、第 13 条関係）

（一部改正〔平成 16 年条例 23 号・21 年 17 号〕）

1 個人利用施設の使用料額表

（単位 円）

一般		65 歳以上の者・小学生・中学生	
2 時間まで	2 時間を超え 1 時間まで増すごとに	2 時間まで	2 時間を超え 1 時間まで増すごとに
300	150	150	70

備考

- 「一般」とは、15 歳以上 65 歳未満の者（中学生を除く。）をいい、小学校就学前の者は、無料とする。
- 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（65 歳以上の者を除く。）に係る使用料は、上表に規定する額の 100 分の 50 の額（10 円未満は切捨て）とする。
- 20 人以上の者が合同で利用する場合の一人当たりの使用料は、利用時間が 2 時間までに限り、上表に規定する額の 100 分の 80 の額（10 円未満は切捨て）とする。
- 前払式証票の種類及び金額は、次のとおりとする。

種類	金額
3,300 円券	3,000 円
1,650 円券	1,500 円

2 団体利用施設の使用料額表

(1) 多目的ホールの使用料額表（舞台装置、音響装置及び照明調光装置（規則で定める物をいう。以下同じ。）のいずれも使用しない場合）

(単位 円)

利用区分					
午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(2) 多目的ホールの使用料額表（舞台装置、音響装置及び照明調光装置を使用する場合）

(単位 円)

利用形態	利用日	利用区分			
		午前	午後	夜間	全日
舞台装置、音響装置及び照明調光装置のうち、1種類の装置を使用する場合	平日	2,800	5,040	6,580	14,000
	日曜日	3,450	6,200	8,120	17,260
	土曜日				
	休日				
舞台装置、音響装置及び照明調光装置のうち、2種類の装置を使用する場合	平日	4,400	7,920	10,340	22,000
	日曜日	5,420	9,740	12,760	27,120
	土曜日				
	休日				
舞台装置、音響装置及び照明調光装置のいずれも使用する場合	平日	6,000	10,800	14,100	30,000
	日曜日	7,400	13,300	17,400	37,000
	土曜日				
	休日				

## 備考

- 1 利用日のうち、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
  - 2 利用区分のうち、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
  - 3 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料は、それぞれの利用区分に規定する額の合計額とする。
  - 4 利用時間の延長は、原則として認めない。ただし、管理上支障がない場合は、1時間以内に限り、これを認めることができる。この場合においては、許可に係る利用区分に規定する額（許可に係る利用区分が1利用区分を超えるときは、最後の許可に係る利用区分に規定する額）に100分の30を乗じて得た額（10円未満は切捨て）を加算する。
  - 5 利用権利者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合においては、許可に係る利用区分のうち、入場料等を徴収する利用区分に規定する額（入場料等を徴収する利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞれの利用区分に規定する額の合計額）に、次の各号に掲げる入場料等の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満は切捨て）を加算する。
    - (1) 入場料等（2種類以上定められている場合は、その最高額をいう。以下同じ。）が1人当たり1,000円未満の場合 100分の30
    - (2) 入場料等が1人当たり1,000円以上2,000円未満の場合 100分の60
    - (3) 入場料等が1人当たり2,000円以上3,000円未満の場合 100分の100
    - (4) 入場料等が1人当たり3,000円以上の場合 100分の130
- (3) 会議室の使用料額表

(単位 円)

利用区分			
午前	午後	夜間	全日
500	600	600	1,500

備考 (2)の表の備考第2項から第4項までの規定は、この表において準用する。

- 3 本市並びに所沢市、飯能市及び入間市に住所を有しない個人（本市に通勤し、又

は通学する者を除く。)又は法人その他の団体が前2項の施設を利用する場合の使用料は、それぞれの施設の使用料額の100分の150の額(10円未満は切捨て)とする。

4 附属備品の使用料は、規則で定める。